

第 2 次出雲市障がい者計画、第 6 期出雲市障がい福祉計画及び 第 2 期出雲市障がい児福祉計画（案）について

「出雲市障がい者計画」、「第 5 期出雲市障がい福祉計画・第 1 期出雲市障がい児福祉計画」の計画期間が、令和 2 年度 (2020) 末をもって終了することに伴い、次期計画 (案) を策定しましたので、その概要を報告します。

1. 計画の名称及び期間

第 2 次出雲市障がい者計画

令和 3 年度 (2021) から令和 8 年度 (2026) まで (6 年間)

第 6 期出雲市障がい福祉計画及び第 2 期出雲市障がい児福祉計画

令和 3 年度 (2021) から令和 5 年度 (2023) まで (3 年間)

2. 根拠法令

障害者基本法、障害者総合支援法、児童福祉法

3. 策定の基本的な考え方

今回策定する 3 つの計画は、福祉、保健、医療、教育、就労支援など、幅広い分野にわたって障がい者施策を総合的に推進するものであり、基本的な事項や理念を定める「第 2 次出雲市障がい者計画」と、それをより具体化するものとして「第 6 期出雲市障がい福祉計画」及び「第 2 期出雲市障がい児福祉計画」を一体的に策定するものです。

また、現計画の期間中に、国においては「障害者差別解消法」の施行（平成 28 年）や、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）」を改正（平成 30 年）され、本市では「出雲市手話の普及の推進に関する条例（手話普及推進条例）」の制定（平成 29 年）を行うなど、障がい者に関する様々な法整備が行われてきました。

(1) 第 2 次出雲市障がい者計画について

障がい者施策全般に関わる理念、基本の方針及び目標については、現計画を引き継ぎ、障がい者自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら地域社会の構成員として自分らしく生活ができる「共生社会の実現」をめざすことを目標としています。

具体的には、①障がい者の自己決定が尊重され、自分らしく生活していくために必要な支援を行うこと、②地域社会の一員として自立し、充実した生活ができるよう、障がい福祉サービスの基盤整備や利用支援のほか、就労支援等の社会参

加促進に向けた支援を行うこと、③地域住民とともに暮らせる共生社会づくりにむけて、障がいの理解などの啓発や生活環境の整備に取り組むこととし、障がいの自立と社会参加を促進するため、就労支援や地域移行、人材育成等の施策をより一層推進していきます。

＜5つの基本施策＞

- ① 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進
- ② 地域生活の充実
- ③ 就労支援
- ④ 保健・医療、教育の充実
- ⑤ 生活環境、災害時支援

＜出雲市の重点的な取組＞

- ① 手話普及推進条例に基づく取組、あいサポート運動普及に向けた取組
- ② 障がいの生活を地域全体で支えるための地域生活支援拠点（ささえ愛サポート）を活用した取組
- ③ 専門機関の連携等による支援体制の充実と、ピアサポーターやボランティア等の支援による障がいの地域移行に向けた取組
- ④ 障がい者施策推進協議会の専門部会を中心とした各種支援機関の連携

（2）第6期出雲市障がい福祉計画及び第2期出雲市障がい児福祉計画について

基本方針及び具体的な施策については、現計画を引き継ぎ、ニーズ調査の結果や福祉サービスの利用実績に基づき、今後3年間の福祉サービスごとに計画値を設定しました。

障がい福祉計画では、障がいの自己決定権の尊重と意思決定を支援し、障がい者自身が住みたいと思う地域での生活の実現や、必要な福祉サービス提供体制の整備に努めていくこととしています。

また、障がい児福祉計画では、障がい児の種別等に応じた適切な支援体制の整備と確保と、育ちに応じた切れ目のない一貫した支援体制の構築に努め、ニーズの多様化への対応など、福祉サービスの質の向上にむけて、関係機関と協働し、きめ細やかな支援体制や福祉サービスの充実を推進していくこととしています。

4. 計画策定までの経過と今後の予定

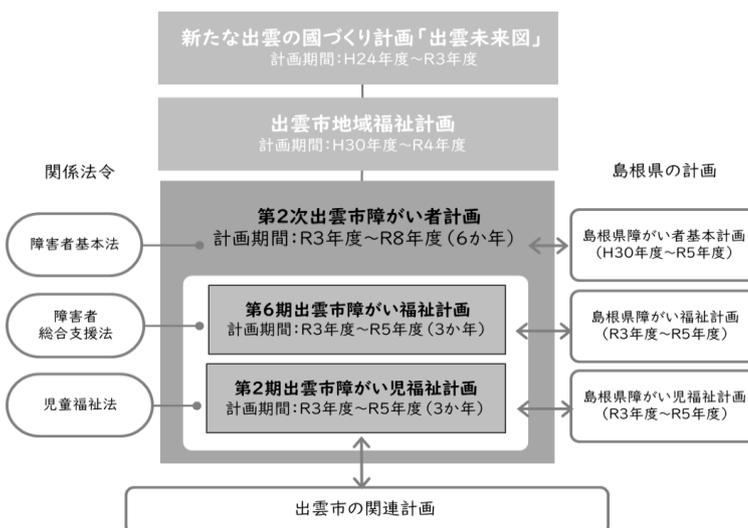
令和2年	6月24日	第1回障がい者施策推進協議会開催
	9月24日	第2回障がい者施策推進協議会開催
	11月11日	第3回障がい者施策推進協議会開催
	12月10日	市議会（文教厚生委員会）に計画案を報告
	12月11日	パブリックコメント実施（～令和3年1月12日）
令和3年	2月上旬	第4回障がい者施策推進協議会開催（予定）
	3月	市議会に計画の確定版を報告

第2次出雲市障がい者計画、 第6期出雲市障がい福祉計画、第2期出雲市障がい児福祉計画 (案)

～ぬくもりあふれる共生のまち いずも～

I 計画の目的と位置づけ【本編 P5】

- 本計画は、福祉分野のみならず、保健、医療、教育、就労支援など、幅広い分野にわたって市の障がい者施策を総合的に推進するために策定します。
- 障害者基本法に基づく「第2次障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「第6期障がい福祉計画」と児童福祉法に基づく「第2期障がい児福祉計画」を一体的に策定します。



- 「第2次障がい者計画」は、市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者の自立と社会参加を促進するための基本的な事項や理念を定めます。また、「第6期障がい福祉計画」と「第2期障がい児福祉計画」は、「第2次障がい者計画」の考え方を具体化するものとして、国の指針に基づき、障がい福祉サービス・障がい児通所サービス等の提供体制について、必要なサービス見込量及びその確保体制並びに連携体制等を定めます。

II 計画期間【本編 P6】

第2次出雲市障がい者計画	令和3年度(2021)～令和8年度(2026)まで(6年間)
第6期出雲市障がい福祉計画	令和3年度(2021)～令和5年度(2023)まで(3年間)
第2期出雲市障がい児福祉計画	

III 計画の構成

本計画は、障がい福祉に関する 3 つの計画を一体的なものとして取り組んでいくことから、次の4部構成により策定しています。

- 第1部：計画の策定にあたって (計画全体に関する事項)
- 第2部：第2次出雲市障がい者計画 (基本方針、施策の方向)
- 第3部：第6期出雲市障がい福祉計画 (基本方針、具体的施策、計画値)
- 第4部：第2期出雲市障がい児福祉計画 (基本方針、具体的施策、計画値)

IV 現計画からの変更点

(1) 障がい者計画

①現計画の目標・理念を引き継ぎ、基本施策の体系を変更

出雲市障がい者計画(現計画)	第2次出雲市障がい者計画
1. 障がい児を支援するために連携する	1. 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進
2. 就労を支援する	2. 地域生活の充実
3. 地域移行を支援する	3. 就労支援
4. 社会参加を支援する	4. 保健・医療、教育の充実
5. 人材を育成する	5. 生活環境、災害時支援
6. 権利擁護・災害時支援	

②市の4つの重点的な取組を明記

- 手話普及推進条例に基づく取組、あいサポート運動普及に向けた取組
- 「緊急時の受入れ・対応」を優先課題とした、障がい者の生活を地域全体で支えるための出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」を活用した取組
- 出雲市障がい者施策推進協議会やサービス調整会議など様々な支援機関が連携する支援体制
- 専門機関の連携によるフォーマルな支援体制と、ピアサポーター等によるインフォーマルな支援による、障がい者の地域移行に向けた取組

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

①国の新たな基本指針に基づき、成果目標を設定

出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」の整備、相談支援体制の充実・強化、福祉サービス等の質の向上、医療的ケア児支援など

②市の独自事業について、新たに目標を設定

手話普及推進条例に基づく取組、障がい者福祉タクシーなど

V 計画の目標と基本方針

第2次出雲市障がい者計画

目 標： 障がいがあっても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域社会の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現をめざします。

基本方針： 障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備します。

第6期出雲市障がい福祉計画	(1) 自己決定権の尊重と意思決定の支援 (2) 必要なサービス提供体制の整備
第2期出雲市障がい児福祉計画	(1) 障がいの種別やニーズに応じた適切な支援体制の整備・確保 (2) 切れ目のない一貫した支援体制の構築

VI 第2次出雲市障がい者計画【本編 P18~35】

I 基本的な考え方

目標

障がいがあっても自らの意思決定にもとづき、必要な支援を受けながら、能力を発揮し、地域社会の構成員としてその人らしい生活ができる共生社会の実現をめざします。

方針

障がい者の自立と社会参加を支え、地域の支援体制を整備します

- 理念① 障がい者の自己選択と自己決定の尊重
- 理念② 地域社会の構成員としての自立支援
- 理念③ 障がいの有無にかかわらず共生できる社会づくり

2 施策の方向と取組内容

(1) 障がい者差別の解消及び権利擁護の推進

①障がい者差別の解消及び障がいに対する理解の推進

社会における様々な障壁を取り除き、障がいを理由とする差別を解消していくため、本市は、率先して合理的配慮をするとともに市民や事業者に対して障がいへの理解をはじめとする周知・啓発を行い、障がい者差別の解消に向けた取組を実施します。

【重点的取組】

手話普及推進条例に基づく取組、あいサポート運動普及に向けた取組

②権利擁護の推進、虐待の防止

障がい者への虐待を防止し、権利を守るため、虐待の防止、早期発見及び障がい者の支援を県や関係団体と連携しながら進めていくとともに、成年後見制度を含めた権利擁護の取組を積極的に進めていきます。

(2) 地域生活の充実

①サービス基盤の整備

障がい者にとって必要なサービスを提供していくことはもとより、緊急時の対応や体験の場の確保等、障がい者が安心して地域生活を送れるよう、関係機関が連携して支える出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」による支援を行っていきます。

【重点的取組】

「緊急時の受入れ・対応」を優先課題とした、障がい者の生活を地域全体で支えるための出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」を活用した取組

②生活支援体制の整備

事業所と相談支援専門員等との連携を深めて、一人ひとりの生活を支援していく体制の強化に加えて、質の高いサービスを提供し続けていくための支援を行っていきます。

【重点的取組】

出雲市障がい者施策推進協議会やサービス調整会議など様々な支援機関が連携する支援体制

③障がい児支援の充実

ライフステージに応じた切れ目のない支援を基本とし、個々の状況に応じた支援を提供できる体制整備を進めていきます。

④社会参加支援

障がい者がいきいきと生活していくために、文化芸術活動、スポーツ活動に加え、障がい者やその家族を含めた地域での活動に対する支援を行っていきます。

(3) 就労支援

①障がい特性や能力を生かした多様な就労の促進

障がい者の就労や定着を促進するためには、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携による、就業面だけではなく、生活面も含めた総合的な支援が必要となります。

働く意欲のある障がい者が、その特性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、就労する場の確保や環境づくりを進めます。

(4) 保健・医療、教育の充実

①障がい者に対する適切な医療等の提供

障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざします。

【重点的取組】

専門機関の連携によるフォーマルな支援体制と、ピアサポーター等によるインフォーマルな支援による、障がい者の地域移行に向けた取組

②一人ひとりのニーズに応じた教育の充実

特別な支援を必要とする幼児・児童生徒が、就学前から卒業まで切れ目ない指導・支援が受けられるよう、関係機関での情報共有を図るとともに、教育、福祉、保健及び医療などの各分野と連携を図りながら、一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行います。

(5) 生活環境、災害時支援

①バリアフリーの推進

「出雲市福祉のまちづくり条例」の趣旨・目的等について普及・啓発を図るとともに、公共施設の整備・改修にあたっては、障がい者の意見やユニバーサルデザインの考え方にに基づき、建築物、道路、公園、駐車場を整備します。

②防災、災害時や感染症に対応した支援の充実

災害発生時には、障がい特性に配慮した情報伝達により、避難支援、福祉避難所の確保や避難所での合理的配慮の提供、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、環境の整備を進めます。

Ⅶ 第6期出雲市障がい福祉計画【本編 P36～81】

1 基本方針

- (1) 自己決定権の尊重と意思決定の支援
- (2) 必要なサービス提供体制の整備

2 具体的な施策

(1) 地域における生活の維持及び継続の推進

①地域生活支援拠点の機能の充実

障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるとともに、地域生活を希望する障がい者が施設から退所して地域での暮らしを継続できるよう出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」を整備し、緊急時の受け入れや体験の機会と場の確保に取り組みます。

②入所等からの地域移行に向けての体制確保

地域移行支援事業、自立生活援助事業により、施設入所をしている障がい者が地域において生活するための支援を行います。また、共同生活援助事業（グループホーム）において、共同生活の支援を行うとともに、住居入居等支援事業により、一般住宅への入居の支援も行います。

(2) 福祉施設から一般就労への移行

①一般就労への移行や賃金・工賃向上への取組の促進

就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援等のサービスにより、一人ひとりに合った就労支援を行っていきます。また、就労支援に関する関係機関（企業・福祉・行政・教育等）で構成する「就労支援ネットワーク会議」を中心として、企業も含めた関係機関の協働のもと、働きたいという気持ちを大切に、その人にあった働き方の提供、働く場所の確保、賃金・工賃の向上に向けて取組を進めていきます。

②就労定着支援事業の利用促進

「出雲障がい者就業・生活支援センター『リーフ』」や就労移行支援事業所との調整や連携を推進し、企業等に就職し、一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面に課題が生じている者を支援する事業所の体制を整えます。

③農福連携の更なる推進と理解促進等

福祉と農業分野の連携（農福連携）を推進する「出雲圏域農福連携推進事業協議会」が実施する研修会や連絡会での事例についての情報提供を農家や事業所へ行うなど、就労につながるよう努めます。

(3) 共生社会の実現に向けた取組

①障がい者虐待の防止と養護者に対する支援

②障がいを理由とする差別の解消の推進

③地域包括ケアシステムを活用した精神障がい者の支援

障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築をめざし、出雲市障がい者施策推進協議会・サービス調整会議等で、関係者が情報共有や連携を行っていきます。

④発達障がい者等支援の一層の充実

⑤多文化共生社会の実現に向けた取組

(4) 障がい者の社会参加を支える取組

①障がい者による文化芸術活動・スポーツ活動の推進や視覚障がい者等の読書環境の整備推進

(5) 相談支援体制の充実・強化等

①相談支援体制の充実・強化等

相談支援機能強化事業所を中心に総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制を強化します。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上

①障がい福祉サービス提供事業者等の質の向上

サービス調整会議において、事例検討や研修会を行い、サービスの公平な利用とサービス等利用計画の質の向上を図ります。

②障がい福祉人材の確保

各事業所のサービス管理責任者や若手職員に出雲市障がい者施策推進協議会専門部会のワーキンググループに参加してもらう等、人材育成の機会を設けていきます。

③サービス給付の適正化

年に1回以上、サービス提供事業者を対象として説明会を開催し、制度改正や請求審査に伴う改善事項の周知を徹底し、適正なサービスが提供されるよう取り組みます。また、公平な障がい福祉サービス利用に資するため、障がい支援区分の認定に関わる審査委員が定期的に研修を受講することにより、適正な審査に努めます。

3 サービスの目標

(1) 訪問系サービス(居宅介護等)

目標	・障がい者と介護者の高齢化や難病の方など、障がい福祉サービスと介護保険サービスを併用する利用者が増加しているため、ゆるやかな利用増を見込みます。 【事業内容】 居宅介護……自宅で入浴や食事等の介護等を行う
----	--

(2) 日中活動系サービス(生活介護・就労継続支援・短期入所支援等)

目標	・生活介護については、近年の実績及び事業拡張も見込まれていることから、ゆるやかな利用増を見込みます。 ・就労支援に関する事業については、近年の実績から利用増を見込みます。 ・短期入所支援については、出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」の機能として、緊急の利用や緊急時に備えて短期入所の体験利用を計画しているため、ゆるやかな利用増を見込みます。 【事業内容】 生活介護……施設で入浴や排せつ、食事等の介助等を行う 就労継続支援(A型・B型)……一般企業等の就労が困難な人に、就労機会を提供、能力向上の訓練を行う 短期入所……自宅で介護を行う人が病気などの場合、短期間施設へ入所し、支援を行う
----	---

(3) 居住系サービス(共同生活援助・施設入所支援・自立生活援助)

目標	<p>・施設入所支援を利用する障がい者で一人暮らしを希望する方については、出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」機能として「体験の機会・場」の提供により、施設からの退所(地域移行)を推進し、自立生活援助との併用により退所後の生活支援に努めます。</p> <p>・自立生活援助については、実績及び施設・病院等からの退所・退院等の地域移行者や一人暮らしを希望する障がい者の支援拡充を図り、ゆるやかな利用増を見込みます。</p> <p>【事業内容】</p> <p>共同生活援助(グループホーム)……主に夜間において、共同生活を行う住居に入所している人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行う</p> <p>施設入所支援……主に夜間において、施設に入所する人に、入浴や排せつ、食事の介護等を行う</p> <p>自立生活援助……施設入所支援等を利用していた人が一人暮らしを希望する場合に、定期的に 居宅を訪問し相談等に応じる</p>
----	---

(4) 相談支援(計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

目標	<p>・計画相談支援については、近年の実績及び出雲市地域生活支援拠点「ささえ愛サポート」の機能として緊急時の緊急短期入所の利用調整を行うため、利用増を見込みます。</p> <p>【事業内容】</p> <p>計画相談支援……サービス等利用計画の作成や利用相談、連絡調整を行う</p> <p>地域移行支援……入所等の障がい者が地域生活に移行するため、居住の確保等必要な支援を行う</p> <p>地域定着支援……常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う</p>
----	--

Ⅷ 第2期出雲市障がい児福祉計画【本編 P82～91】

1 基本方針

- (1) 障がいの種別やニーズに応じた適切な支援体制の整備・確保
- (2) 切れ目のない一貫した支援体制の構築

2 具体的な施策

(1) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

① 児童発達支援センターの機能強化

「児童発達支援センター」は、市内に3か所あり、地域の中核的な療育支援施設として、障がい児への専門的な地域支援を幅広く行っていきます。また、児童発達支援事業所等と「児童発達支援センター」との緊密な連携を図り、障がいの重度化や重複化、多様化に対応する専門的機能を強化し、重層的な障がい児支援の体制の整備を進めます。

② 保育所等訪問支援の地域支援体制の整備

保育所等訪問支援事業を実施する事業所は、市内に6事業所あります。ニーズに応じた体制を確保し、集団生活における支援を行っていきます。

③重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保
重症心身障がい児に対応した児童発達支援事業所は市内2か所、放課後等デイサービス事業所も2か所整備されています。引き続きニーズに応じた受け入れ体制の整備に努めます。

④医療的ケア児支援のための関係機関の連携

出雲保健所を中心に「出雲圏域の医療依存度の高い在宅療養児の生活支援検討会」や研修会が行われ、保健、医療、福祉、教育が連携し、障がいや発達に応じた支援体制の整備、関係者の資質向上が図られています。この生活支援検討会を協議の場として、本市関係課と関係機関等が連携して医療的ケア児支援のための協議を行います。また、相談支援事業所に対し「医療的ケア児等コーディネーター養成研修」の受講を促し、医療的ケア児等へ適切な計画相談支援等が実施されるよう取り組みます。

⑤保育、教育、保健医療、就労支援等の関係機関と連携した支援

⑥障がい児相談支援の提供体制の確保、整備

3 サービスの目標

(1) 障がい児通所支援(放課後等デイサービス等)

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスについては、近年の実績を踏まえ、必要な支援が受けられるよう利用増を見込みます。 <p>【事業内容】</p> <p>放課後等デイサービス……障がい児(就学児童)に生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流の機会を提供する</p> <p>児童発達支援……障がい児(就学前)に日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練等を行う</p> <p>保育所等訪問支援……障がい児が集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行う</p>
----	--

(2) 障がい児相談支援

目標	<ul style="list-style-type: none"> ・近年の実績から、利用増を見込みます。 ・相談支援専門員が不足している状態にあるため、相談支援機能強化事業所と連携し研修を実施するなど、障がい児支援の提供体制確保に努めます。 <p>【事業内容】</p> <p>障がい児相談支援……障がい児の保護者等に対し、障がい児支援利用計画の作成等の援助を行う</p>
----	---

IX 計画の推進に向けて【本編 P7】

本計画の施策は、子育て、教育、労働、保健、医療、生活環境など、幅広い分野にわたっており、市の関係部署の連携を深め、施策を実施するとともに、市、市民、事業者それぞれが連携しながら役割を果たしていくことが必要です。

本計画の進行管理については、出雲市障がい者施策推進協議会において、毎年、計画の施策及び取組について、進捗状況の点検及び評価を行います。